

○贈与税・相続税の納税猶予に係る認定を受けるための要件

1 申請会社

認 定 要 件	確 認
経営承継円滑化法の定める中小企業であること	
贈与(相続開始)の日以降、上場会社、風俗営業会社(注1)でないこと	
贈与(相続開始)の日の直前の事業年度以降、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと(注2)	
贈与(相続開始)の日の直前の事業年度以降、収入(営業外収益及び当別利益を除く)のある会社であること	
正規従業員(短時間労働者及び役員除く。以下同じ)が1人以上(海外子会社がある場合は5人以上)いること	
特定特別子会社がある場合には、その会社が贈与(相続開始)の日以降、上場会社等、大会社、風俗営業会社に該当しないこと	
黄金株を発行している場合は、贈与(相続開始)の日以降、経営承継受贈者あるいは経営承継相続人(以下、後継者という。)である代表者以外の者が保有していないこと	
贈与(相続)認定申請基準日の時点で、贈与(相続開始)の日の正規従業員数の8割以上を維持していること	

2 先代経営者(経営承継贈与者あるいは被相続人)

認 定 要 件	確 認
申請会社の代表者(注3)であったこと	
贈与(相続開始)の直前に同族関係者と併せて議決権の過半数を有し、その中で筆頭株主(後継者を除く)であったこと	
代表者である期間内のいずれかの時に同族関係者と併せて議決権の過半数を有し、その中で筆頭株主(後継者を除く)であったこと	
※贈与税の納税猶予制度のみの認定要件※ 贈与日以降、申請会社の代表者でないこと	
※贈与税の納税猶予制度のみの認定要件※ 保有株式の全て(後継者が贈与を受けるとぞう総議決権数の2/3を超える場合には、この2/3を超える株式数以上)を贈与したこと	

3 後継者(経営承継受贈者あるいは経営承継相続人)

認 定 要 件	確 認
贈与(相続開始後5ヶ月目)の日以降、代表者であること	
株式の贈与(相続)によって、贈与(相続)税の納付をする必要があること (相続の場合、認定申請時点で遺産分割協議がすんでいない部分は制度対象外)	
贈与(相続開始)の日以降、同族関係者と併せて議決権の過半数を有し、その中で筆頭株主であること(単独で筆頭でなくとも可)	
納税猶予対象株式を譲渡していないこと	
※贈与税の納税猶予制度のみの認定要件※ 贈与日時点で20歳以上であること	
※贈与税の納税猶予制度のみの認定要件※ 贈与日まで続けて3年以上役員についていたこと	
※相続税の納税猶予制度のみの認定要件※ 相続直前に申請会社の役員であったこと(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く)	

注1 「風俗営業会社」とは、性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社。

注2 B/Sの判定(特定資産割合 70%以上)、P/Lの判定(特定資産運用収入割合 75%以上)に抵触しても、事業実態要件(代表者と生計を一にする同族関係者以外の正規従業員5人以上、3年以上事業継続、本社等がある)を満たせば認定可能。

注3 「代表者」とは、代表権に制限のない代表者。(ただし、贈与後に贈与者が代表に復帰することは、代表権に制限があっても不可。)